

(趣旨)

- 第1条 この規則は、うるま市学童クラブ条例(平成27年うるま市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(指定管理者の申請)
- 第2条 条例第13条に規定する申請は、学童クラブ指定管理者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。  
(1) 定款、規約又はこれに準ずるもの  
(2) 事業計画書  
(3) 収支予算書  
(4) その他うるま市長(以下「市長」という。)が必要と認める書類  
(指定管理者の指定通知)
- 第3条 市長は、条例第13条の2第2項又は第3項の規定に基づき指定管理者を指定した場合、当該指定管理者に対し、学童クラブ指定管理者指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。  
(指定管理者の指定取消通知)
- 第4条 市長は、条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者の指定の取消しを命じた場合、当該指定管理者に対し、指定管理者指定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。  
(協定で定める事項)
- 第5条 条例第14条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。  
(1) 学童クラブの管理及び運営業務に関する事項  
(2) 指定期間に関する事項  
(3) 学童クラブの維持管理及び運営費に関する事項  
(4) 事業報告書の作成及び提出に関する事項  
(5) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の取消しに関する事項  
(6) その他学童クラブ施設の状況に応じて市長が定める事項  
(開所時間及び休所日の変更申請)
- 第6条 指定管理者は、開所時間及び休所日の変更があるときは、開所時間・休所日変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。  
(入所の申請)
- 第7条 条例第7条第1項の規定に基づき学童クラブに入所しようとする児童の保護者(以下「保護者」という。)は、学童クラブ入所申請書(様式第5号)により指定管理者に申請し、その承認を得なければならない。  
(入所の承認通知等)
- 第8条 指定管理者は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、学童クラブ入所(承認・不承認)通知書(様式第6号)により保護者へ通知するものとする。  
(利用の申請)
- 第9条 条例第17条の規定に基づき学童クラブを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、学童クラブ利用許可申請書(様式第7号)により指定管理者に申請しなければならない。  
(利用の許可通知等)
- 第10条 指定管理者は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、学童クラブの利用を許可するときには、条件を付した上で学童クラブ利用許可証(様式第8号)を申請者に交付し、許可しないときは、学童クラブ利用不許可通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。  
(利用の許可の取下げ等)
- 第11条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用開始前に学童クラブを利用しないこととなったときは、学童クラブ利用取下げ申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。  
2 指定管理者は、条例第23条第1項の規定により利用を取り消し、又は制限し、若しくは停止したときは、学童クラブ利用取消・制限・停止通知書(様式第11号)により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。  
(保育料及び利用料金)
- 第12条 条例第8条第1項に規定する保育料は、毎月5日までに支払わなければならない。  
2 条例第24条第1項に規定する利用料金は、許可を受けた際に支払わなければならない。  
3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。  
(保育料等の減免)
- 第13条 条例第9条の規定により、保育料等を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。  
(1) 入所児童の世帯が一人親世帯である場合  
(2) 入所児童の世帯が生活困窮世帯であると指定管理者が判断した場合

- (3) その他指定管理者が必要と認めた場合
- 2 前項の減免の割合については、指定管理者が運営状況等を考慮し、うるま市と協議するものとする。
- 3 第1項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、学童クラブ保育料等減免申請書(様式第12号)を指定管理者に提出し、その承認を得なければならない。
- (利用料金の減免)

第14条 条例第24条第4項の規定により、学童クラブの利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 児童会等の児童団体又は児童の健全育成を目的とする団体が利用する場合 全額免除
- (2) 伝統芸能、地域活動及び文化活動を行う団体が利用する場合 減額又は全額免除
- (3) 国、地方公共団体等が利用する場合 減額又は全額免除
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めた場合 減額又は全額免除
- 2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、第9条の申請時に学童クラブ利用料金減額・免除申請書(様式第13号)を指定管理者に提出し、その承認を得なければならない。
- (保育料等又は利用料金の還付)

第15条 条例第10条ただし書の規定により、保育料等を還付することができる特別の理由及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 翌月以降の保育料等を支払ったにもかかわらず、当該月で退所する場合 翌月以降の支払った保育料等の全額
- (2) その他指定管理者が特に必要と認める場合 支払済の保育料等の一部又は全額
- 2 条例第24条第4項の規定により、利用料金を還付することができる特別の理由及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により、利用できなかった場合 全額
- (2) 利用開始3日前までに利用の取下げ又は取消しがあった場合 支払済の利用料金の5割
- (3) その他指定管理者が特に必要と認める場合 支払済の利用料金の5割又は全額
- 3 前2項の規定により保育料等又は利用料金の還付を受けようとする者は、学童クラブ保育料等・利用料金還付申請書(様式第14号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定により還付の申請があったときは、これを決定し、学童クラブ保育料等・利用料金還付決定通知書(様式第15号)により保護者又は利用者へ通知するものとする。
- (利用許可の変更申請等)

第16条 利用者が利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、学童クラブ利用変更申請書(様式第16号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の変更申請があったときは、学童クラブ利用変更(許可・不許可)通知書(様式第17号)により利用者に通知するものとする。
- (施設等の汚損等届の提出)

第17条 指定管理者又は利用者は、学童クラブの建物、設備、備品その他物件を汚損、損傷又は滅失したときは、条例第27条の規定により直ちに学童クラブ施設等汚損・損傷・滅失届出書(様式第18号)を利用者は指定管理者に、指定管理者は市長に届け出なければならない。

(施設等の原状回復措置)

第18条 利用者は、条例第25条の規定により原状回復の措置をとったときは、学童クラブ施設等原状回復措置確認届出書(様式第19号)により指定管理者に届け出を行い、その確認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第26条の規定により原状回復の措置をとったときは、学童クラブ施設等原状回復措置確認届出書により市長に届け出を行い、その確認を受けなければならない。
- (事業報告書の提出)

第19条 条例第28条に規定する書面は、事業報告書(様式第20号)によるものとする。

(禁止行為)

第20条 学童クラブを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、勧誘その他の商行為を行うこと。
- (2) 施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) その他管理上必要な指示に反すること。
- (補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、学童クラブの運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月25日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

申請者  
住 所  
名称(団体名)  
代表者氏名 印

学童クラブ指定管理者指定申請書

うるま市学童クラブについて、指定管理者の指定を受けたいので、うるま市学童クラブ  
条例施行規則第2条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 定款、規約又はこれに準ずるもの
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

うるま市長

印

学童クラブ指定管理者指定通知書

次のとおり、うるま市学童クラブの指定管理者として指定しましたので、うるま市学童クラブ条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

1 管理を行わせる学童クラブの名称及び所在地

学童クラブの名称  
所在地

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定管理者の業務

- (1) 条例第4条に掲げる事業遂行に関する業務
- (2) 入所又は利用の許可及び不許可に関する業務
- (3) 入所又は利用の許可の取消し、立入りの制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他市長が別に定める施設の管理に関する業務

4 その他

保育料等及び利用料金、管理業務の細目事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

うるま市長

印

指定管理者指定取消通知書

次のとおり、うるま市学童クラブ条例第15条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消しましたので、同条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

1 施設の名称

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

4 教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

学童クラブ指定管理者

印

開所時間・休所日変更等承認申請書

下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 施設の名称

2 変更項目

3 変更内容

変更後

変更前

4 変更理由

様式第5号(第7条関係)

学童クラブ入所申請書

年 月 日

学童クラブ指定管理者 様

申請者 住所  
氏名 印  
連絡先

下記のとおり学童クラブへ入所申請します。

学童クラブ名						新規・継続
(ふりがな) 児童名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	
学校名 (予定)	小学校	連絡先				
学年	年	緊急時 連絡先				
希望する 入所期間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで					
保育を必要と している日	(0をつけてください) 週 日 出席 月・火・水・木・金・土					
家族構成	氏 名	続柄	年齢	勤務先(学校名)	就労時間	勤務先電話番号
かかりつけ医						
備 考	(持病・アレルギー等・現在服用している薬など、児童についての「特記事項」を記入してください。)					
クラブ 担当者記入	受付日	年 月 日	判定	年 月 日	承認・不承認	

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

様

学童クラブ指定管理者 印

学童クラブ入所(承認・不承認)通知書

申請のあった学童クラブへの入所について、次のとおり(承認・不承認)とします。

児童名		生年月日	年 月 日
学童クラブ名			
入所の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで		
備考			

※個別面談の上、最終決定をさせていただく場合があります。

教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第7号(第9条関係)

学童クラブ利用許可申請書	
年 月 日	
学童クラブ指定管理者 様	
団体(個人)名 住所 責任者 印 (連絡先 )	
次のとおり、学童クラブを利用したいので許可して下さるよう申請します。	
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 曜日
利 用 人 員	午 時 分 から 午 時 分 まで
利用希望備品及び持込用具等	
備 考	
	<input type="checkbox"/> 児童会等の児童団体 <input type="checkbox"/> 児童の健全育成を目的とする団体 <input type="checkbox"/> 伝統芸能、地域活動及び文化活動を行う団体 <input type="checkbox"/> 国、地方公共団体等 <input type="checkbox"/> その他指定管理者が特に必要と認めた団体等

様式第8号(第10条関係)

<p>学童クラブ利用許可証</p>	
<p>許可番号第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p>	
<p>学童クラブ指定管理者 印</p>	
<p>次のとおり学童クラブの利用を許可する。</p>	
<p>利 用 目 的</p>	
<p>利 用 日 時</p>	<p>年 月 日 曜日</p> <p>午 時 分 から 午 時 分 まで</p>
<p>利 用 人 員</p>	
<p>利用希望備品及び持込用具等</p>	
<p>許可条件</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1</li><li>2</li><li>3</li><li>4</li></ol>	

様式第9号(第10条関係)

学童クラブ利用不許可通知書	
年 月 日	
様	
学童クラブ指定管理者 印	
次の理由により学童クラブの利用を許可致しませんので、うるま市学童クラブ条例施行規則第10条の規定に基づき通知します。	
申 請 日 時 等	年 月 日 曜 日 利用人員 午 時 分 から 午 時 分 まで
不 許 可 の 理 由	
備 考	

教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号(第11条関係)

<p>学童クラブ利用取下申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>学童クラブ指定管理者 様</p>	
<p>団体(個人)名 住所 責任者 (連絡先</p>	
<p>印 )</p>	
<p>年 月 日付け許可番号第 号で利用許可のありました学童クラブの利用を下記の理由により取り下げします。</p>	
<p>利 用 施 設 名</p>	
<p>取 下 理 由</p>	
<p>取 下 事 項</p>	
<p>備 考</p>	

様式第11号(第11条関係)

学童クラブ利用取消・制限・停止通知書	
様	年 月 日
学童クラブ指定管理者	
印	
<p>年 月 日付け許可番号第 号により許可しましたことにつきまして、 うるま市学童クラブ条例第23条第1項の規定により下記のとおり学童クラブの（利用許可の取り消し・利用許可の制限・利用許可の停止）をいたしましたので、同条施行規則第11条第2項の規定に基づき通知します。</p>	
利 用 の 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設 名	
取 り 消 し 制 限 理 由 停 止	
制 限 事 項	
備 考	

教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号(第13条関係)

学童クラブ保育料等減免申請書	
年 月 日	
学童クラブ指定管理者 様	
住 所 氏 名 (保護者) 印 (児 童) (連絡先 )	
学童クラブ保育料等の減額又は免除について、うるま市学童クラブ条例施行規則第13条第3項の規定に基づき下記のとおり理由を付して申請します。	
学 童 ク ラ ブ 名	
保 育 料 減 免 理 由	
添 付 書 類	1. 2. 3. 4.
備 考	

様式第13号(第14条関係)

学童クラブ利用料金減額・免除申請書				
年 月 日				
学童クラブ指定管理者 様				
団体(個人)名 住所 責任者 (連絡先)				
印				
学童クラブ利用料金の減額・免除について、うるま市学童クラブ条例施行規則第14条第2項の規定に基づき下記のとおり理由を付して申請します。				
利 用 施 設 名				
利 用 目 的				
利 用 日 時	年 月 日( )	時 分	時 分	時 分
利 用 日 時	年 月 日( )	時 分	時 分	時 分
減額・免除申請の理由	----- <input type="checkbox"/> 児童会等の児童団体 <input type="checkbox"/> 児童の健全育成を目的とする団体 <input type="checkbox"/> 伝統芸能、地域活動及び文化活動を行う団体 <input type="checkbox"/> 国、地方公共団体等 <input type="checkbox"/> その他指定管理者が必要と認めた団体等			
減 額 率	※ %			
正 規 の 利 用 料 金	※ 円	減 免 額	※ 円	減免後の利用料金 ※ 円
備 考				

※欄は指定管理者が記入しますので記入しないで下さい。

様式第14号(第15条関係)

学童クラブ保育料等・利用料金還付申請書

年 月 日

学童クラブ指定管理者 様

団体(個人)名  
住所  
責任者  
(連絡先) 印

下記のとおり理由を付して、うるま市学童クラブ(保育料等・利用料金)の還付について、うるま市学童クラブ条例施行規則第15条第3項の規定に基づき申請します。

支払済み保育料等又は 利用料金の対象期間等	支払済み保育料 等の対象期間	年 月分 ~ 年 月分
	支払済み利用料 金の対象期日	年 月 日 第 号
利 用 施 設 名 (利用料金の場合のみ)		
還 付 理 由		
既 納 の 保 育 料 等 又 は 利 用 料 金	納付年月日	年 月 日
	金 額	円
還 付 請 求 額	円	
備 考		

様式第15号(第15条関係)

学童クラブ保育料等・利用料金還付決定通知書					
年 月 日					
様					
学童クラブ指定管理者 印					
年 月 日付で還付申請のありました学童クラブ（保育料等・利用料金）の還付を次のとおり決定したので、うるま市学童クラブ条例施行規則第15条第4項の規定に基づき通知します。					
支払済み保育料又は 利用料金の対象期間等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">                             支払済み保育料等の対象期間                         </td> <td style="padding: 5px;">                             年 月分 ～ 年 月分                         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                             支払済み利用料金の対象期間                         </td> <td style="padding: 5px;">                             年 月 日 第 号                         </td> </tr> </table>	支払済み保育料等の対象期間	年 月分 ～ 年 月分	支払済み利用料金の対象期間	年 月 日 第 号
支払済み保育料等の対象期間	年 月分 ～ 年 月分				
支払済み利用料金の対象期間	年 月 日 第 号				
利用施設名 (利用料金の場合のみ)	_____				
還付理由	_____				
既納の保育料等又は 利用料金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">                             納付年月日                         </td> <td style="padding: 5px;">                             年 月 日                         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                             金額                         </td> <td style="padding: 5px;">                             円                         </td> </tr> </table>	納付年月日	年 月 日	金額	円
納付年月日	年 月 日				
金額	円				
還付金	円				
備考	_____				

様式第16号(第16条関係)

学童クラブ利用変更申請書		
		年 月 日
学童クラブ指定管理者 様		
		団体(個人)名 住所 責任者 (連絡先) 印
年 月 日付け許可番号第 号で利用許可のありましたうるま市学童クラブの利用を下記のとおり変更したいので申請します。		
変 更 理 由		
変 更 事 項		
備 考		
※以下は記入しないでください。		
年 月 日	許可・不許可	不許可理由

様式第17号(第16条関係)

学童クラブ利用変更（許可・不許可）通知書				
				番号第      号 年    月    日
様				
学童クラブ指定管理者				印
年    月    日付け利用変更申請のありました学童クラブの利用変更について、下記のとおり（許可・不許可）しますので、うるま市学童クラブ条例施行規則第16条第2項の規定に基づき通知します。				
変 更 理 由				
変 更 事 項				
変 更 前	基本利用料金	円	冷房利用料金	円
	附属設備利用料金	円	利用料金合計	円
変 更 後	減 額 率	%	減額後の利用料金	円
備 考 (不許可の理由等)				

教示

- この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第18号(第17条関係)

学童クラブ施設等汚損・損傷・滅失届出書  年 月 日  様  名 称 所 在 地 代表者名 届出責任者名 (連絡先 印 )	
下記のとおりうるま市学童クラブ(建物・設備・備品・その他物件)を(汚損・損傷・滅失)したので、うるま市学童クラブ条例施行規則第17条の規定に基づき届け出ます。	
汚損・損傷・滅失年月日	年 月 日～ 年 月 日
対 象 施 設	
建物・設備・備品・その他物件	
汚損・損傷・滅失の内容又は程度	
備 考	

様式第19号(第18条関係)

<p>学童クラブ施設等原状回復措置確認届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">名 称 所 在 地 代表者名 申請責任者名 (連絡先</p> <p style="text-align: right;">印 )</p> <p>年 月 日付け届け出しました、施設等汚損・損傷・滅失届出書に対し、原状回復措置 をとりましたので、うるま市学童クラブ条例施行規則第18条の規定に基づき届け出ます。</p>	
原 状 回 復 措 置 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
対 象 施 設	
対象建物・設備・備品・その他 物	
原 状 回 復 の 内 容	
備 考	

様式第20号(第19条関係)

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

学童クラブ指定管理者

印

事 業 報 告 書

うるま市学童クラブ条例第28条の規定により、施設の管理業務について、下記により報告します。

記

- 1 学童クラブの管理業務の実施状況及び利用状況
- 2 保育料等の徴収の実績
- 3 学童クラブの維持管理に係る経費の収支状況
- 4 その他指定管理者による学童クラブの管理の実態を把握するために必要な事項